

活動場所利用の手引き

市川市 福祉部 地域支えあい課

目次

1. 地域活動応援制度について	1
2. どんな方が提供してくれるの?	2
3. 利用側にも決めごとはあるの?	3
(1) どんな活動であれば利用できるの?	3
(2) 活動団体（地域団体）には制限があるの?	3
4. 全体の流れはどうなっているの?	4
5. 実際の手続きはどうするの?	5
6. 様式等の記載例について	8

1. 地域活動応援制度について

市川市では、地域において、様々な地域福祉活動が実施されており、



活動する場所・集える場所・支える人など、地域福祉活動には必要とされていることも多くあります。

一方で、地域との交流など、様々な形で地域貢献活動をされている団体・企業・個人の方がいらっしゃいます。



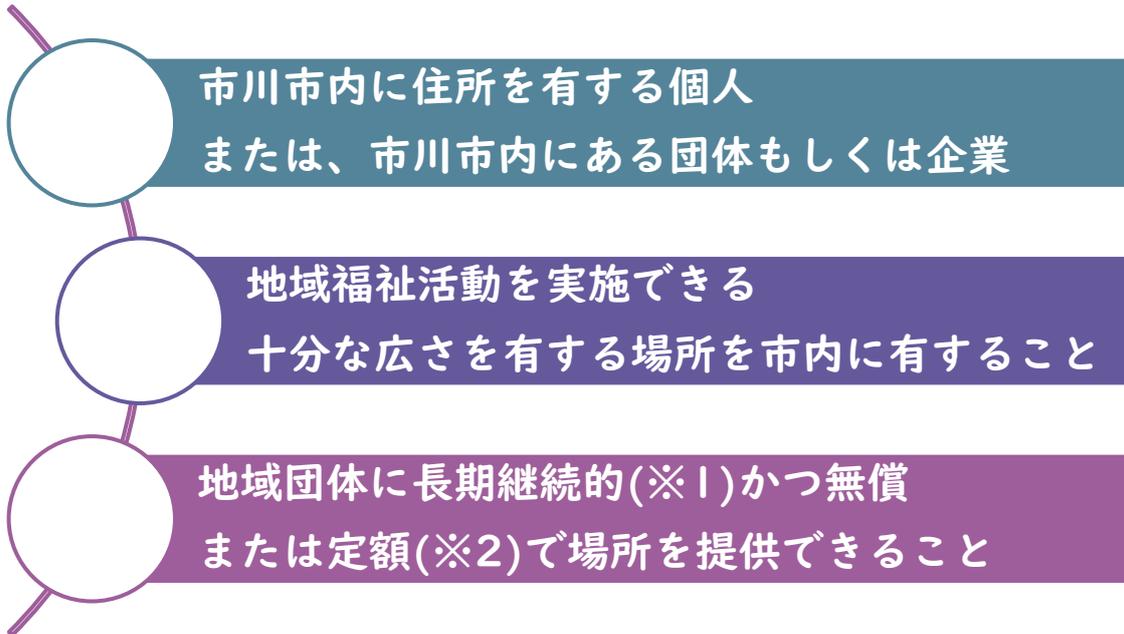
この様な地域福祉活動と地域貢献活動をつなぐことで、お互いに顔の見える活動となるよう応援をしたい、そんな考えからこの制度を立ち上げました。

まずは、課題のひとつである「活動場所」について双方をおつなぎします。団体・企業・個人からの「活動場所を提供できる」という情報を取りまとめ、地域福祉活動を行う地域団体へ提供（市公式 Web サイトへの公開含む）させていただきます。



2. どんな方が提供してくれるの？

以下の要件を満たしているかについて、市が確認を行い、提供者として紹介させていただきます。



※1：年間を通して かつ 1回2時間以上

※2：設定する場合は部屋ごとに公民館使用料と同程度(例：1時間500円以下程度)

3. 利用側にも決めごとはあるの？

(1) どんな活動であれば利用できるの？

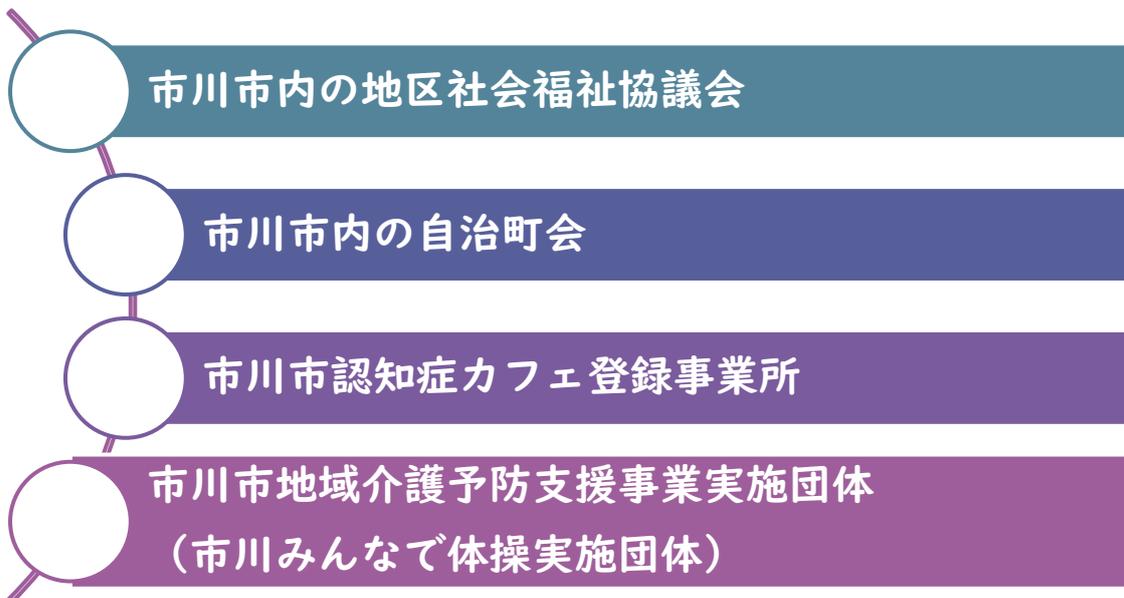


※以下の場合の場所利用はお断りしています

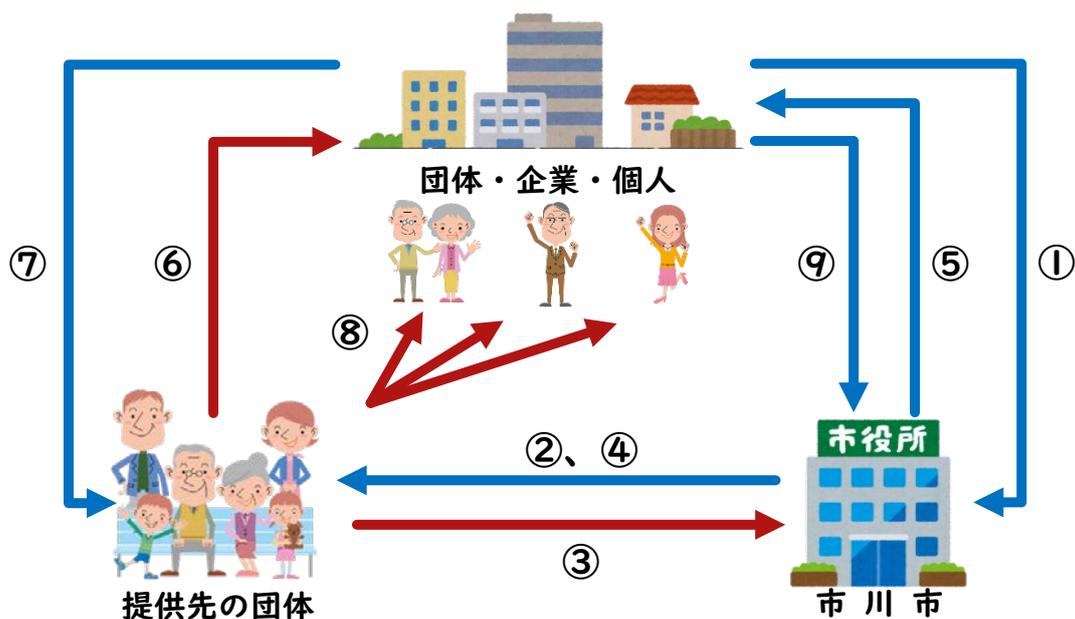
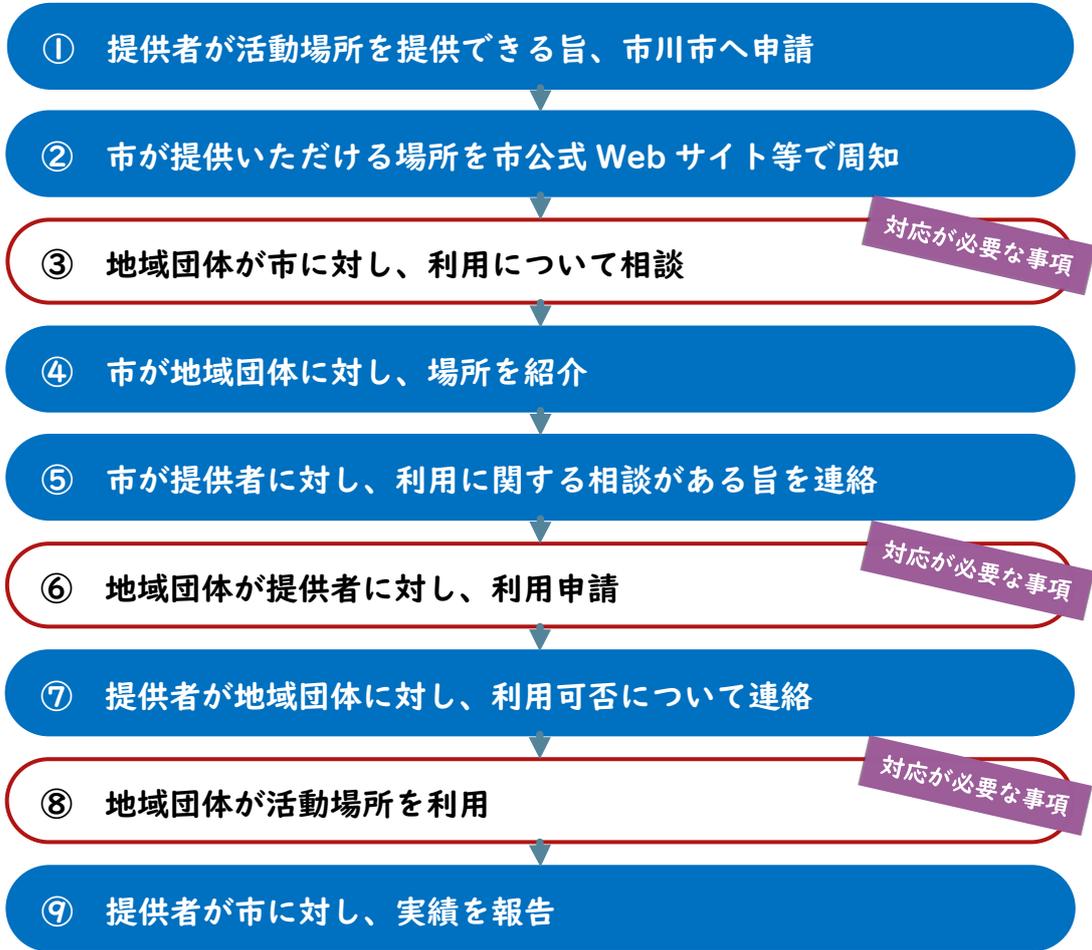
- ・営利を目的とした使用
- ・特定の政党、特定の宗教の利害の関することやその支援のための使用
- ・公の秩序を乱す恐れがあるとき
- ・暴力団の利益になる行為
- ・そのほか、支障があると認められる場合(近隣等へ迷惑を及ぼすもの等)

(2) 活動団体（地域団体）には制限があるの？

※以下の団体が利用できます。



4. 全体の流れはどうなっているの？



5. 実際の手続きはどうするの？

① 提供者が活動場所を提供できる旨、市川市へ申請

提供者からの申請を、市川市が受け付け、要件を満たしているかについて確認いたします。

② 市が提供いただける場所を市公式 Web サイト等で周知

市は、①で要件を満たしていることが確認出来次第、市公式 Web サイト等へ、提供場所の情報を公開いたします。

公開種別は「(1) 提供いただける活動場所の一覧」
「(2) 提供者の情報」の2種類です。

(1) 提供いただける活動場所の一覧

公開内容としては、つぎのとおりです。

- ・住所、提供者の種別（法人、株式会社、個人宅など）
 - ・場所の特徴、利用料、広さ、使用可能日時、設備、備品
- ※原則、法人名や企業名、個人名、連絡先などは掲載いたしません。

▼市公式 Web サイトの公開イメージ

No	活動場所 住所	活動場所の特徴	利用料	広さ	使用可能な日			利用可能な 設備・備品
					頻度	曜日	時間	
1	南八幡2-20-2	特別養護老人ホーム ・本八幡駅から送迎バスが出ている ・スペースが広いので、体操などが行える	無料	約30畳	1日/週	火曜日～ 土曜日	9～17時	机4台、椅子12脚、湯沸かし器、ホワイトボード
2	末広1-1-31	個人宅 ・日当たりのよい一戸建ての1階で、ゆっくりくつろげる雰囲気 ・カラオケセットあり	200円/時間	約20畳	8日/月	月曜日～ 金曜日	10～12時	机1台、椅子10脚、カラオケセット

(2) 提供者の情報

活動場所の一覧に掲載された提供者のうち、「提供者の情報」を公開（紹介）することを希望される場合に掲載させていただくものです。

▼市公式 Web サイトの公開イメージ

2. 協力事業者

■ (1) 市川市



■市川市

市川市は、千葉県北西部の葛南地域に位置する市です。
市中央部(西部)は、国道14号、総武線、京成線を軸として、閑静な高級住宅街としての一面、文教都市としての一面、市の行政及び商業の中心としての一面があります。
南部は、東京メトロ東西線沿線が区画整理された道幅の広い市内では比較的新しい住宅街として開けており、京葉線、国道357号(首都高速湾岸線・東関東自動車道)沿線の湾岸部が工業地となっていて、様々な企業の工場及び倉庫が立ち並ぶ物流の拠点となっています。
北部から東部にかけて北総線、武蔵野線沿線に豊かな事前が残っており、市の名産品である梨畑が

③ 地域団体が市に対し、利用について相談

市公式 Web サイト等の情報等により、地域団体が利用に関心をもたれた場合、市が相談を受け付けますので、ご連絡いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

〒272-0026

市川市東大和田 1-2-10 分庁舎 C 棟 2 階

市川市役所 福祉部 地域支えあい課 地域活動応援制度担当

☎：047-712-8518

④ 市が地域団体に対し、場所を紹介

相談を受けた場合、市は活動場所の提供者についての情報（連絡先など）を地域団体の皆様へお伝えいたします。

⑤ 市が提供者に対し、利用に関する相談がある旨を連絡

地域団体から相談を受け、連絡先をお伝えしたことを、市から提供者に対して連絡いたします。

地域団体の皆様におかれましては、利用に関する質疑がある場合には、提供者へご連絡をお願いいたします。

⑥ 地域団体が提供者に対し、利用申請

地域団体の皆様が、実際に活動場所を利用したい場合には、提供者が用意する「活動場所を貸し出す際の使用申込書(任意様式)」を使用し、提供者へ提出することで利用申請を行うようお願いいたします。

※任意様式については、市が事前に提供者からいただいた雛形を地域団体へ提供する場合と、提供者から地域団体の皆様へ直接提供していただく場合が想定されます。連絡調整をするなかで適宜対応させていただきます。

⑦ 提供者が地域団体に対し、利用可否について連絡

提供者からの地域団体に対し、利用の可否について回答をいたします。

回答につきましては、利用申請当日の場合や後日になる場合も想定されますことをご承知おきください。

⑧ 地域団体が活動場所を利用

利用可の場合、利用申込書の記載内容に沿って活動のために場所を利用することが出来ます。

利用申込書や、提供先の指示等にしがってご利用いただきますようお願いいたします。

⑨ 提供者が市に対し、実績を報告

本市として、利用状況の把握をさせていただくために、提供者から実績の報告をしていただきます。

6. 様式等の記載例について

活動場所を貸し出す際の利用申込書の雛形(任意様式①)

※利用申込書については、各提供者が作成する様式の場合もございます。その場合は、その様式を使用してください。

任意様式①

活動場所利用申込書

2019年 ○月 ○日

ふりがな
申込者 団体名 □□地区社会福祉協議会

ふりがな
代表者氏名 市川 次郎 ⑨

社会福祉法人〇〇 様（提供者名）の施設等を利用したいので、利用目的が次に掲げる事項全てに該当しないことを確認し、次のとおり申し込みします。

- 公の秩序又は善良の風俗を害する行為
- 営利を目的とした利用
- 特定の政党、特定の宗教の利害に関することやその支援のための利用
- 暴力団の利益になる行為
- 活動場所の利用については原則週1回程度を限度とする
- そのほか、支障があると判断する行為

この申込書に虚偽があることが判明したとき、また、別紙1「活動場所利用にあたっての注意事項」を守れないとき、利用の同意を取り消されても異議ないことを誓約します。なお、私（申込者）が貴施設を利用し、貴施設の責任に属する以外の問題が生じた場合は、貴施設の職員の指示に従い、一切の責任を負うことに同意いたします。

地域団体情報	ふりがな 担当者氏名	もとやわた はなこ 本八幡 花子		
	住所	〒△△△-△△△△ 市川市□□1-1-1		
	電話番号	△△△-△△△△-△△△△		
	FAX番号	△△△-△△△△-△△△△		
	E-Mail@.....		
利用目的	子育てサロンの開催			
利用日時	2019年 ○月 ○日(○) 9:00 ~ 11:00 ※使用できる曜日・時間は、施設により異なりますのでご注意ください。			
利用予定 合計人数	20 人	利用室名	第一研修室	
利用希望 設備・備品	机・椅子			

活動場所利用にあたっての注意事項

- ①原則として施設内での食事はできません。(提供者が施設内で食事をとることを認めている場合は問題ありません。)
- ②施設内での火気の使用はできません。
- ③活動場所の敷地内は禁煙です。
- ④酒気を帯びての入室及び施設内への酒類の持ち込みは原則禁止です。(提供者が施設内で飲酒することを認めている場合は問題ありません。)
- ⑤利用後は清掃等を行い、ゴミはすべてお持ち帰りください。また、机、椅子等は元の状態に戻してください。
- ⑥利用の取消(キャンセル)は、必ず事前に提供者に連絡してください。
- ⑦施設、備品等を破損した場合は、必ず提供者ならびに市まで申し出てください。原状復帰が原則なので、弁償していただく場合もあります。
- ⑧私物は必ず持ち帰ってください。なお、各自の貴重品を含む荷物は、各自で管理してください。
- ⑨活動場所敷地内での事故(人身、物損)、ケガ、損傷、盗難については、提供者ならびに市で責任は負いません。
- ⑩活動場所の利用については、原則週1回程度を限度とします。
- ⑪施設の管理運営上、必要なことが生じた場合には、その都度、施設職員の指示に従ってください。他の利用者の迷惑になる行為や管理上支障が生じる場合は、活動場所の使用をお断りする場合があります。



平成31年3月29日 作成 市川市 福祉部

お問い合わせ先

〒272-0026

市川市東大和田 1-2-10 分庁舎 C 棟 2 階

市川市役所 福祉部 地域支えあい課 地域活動応援制度担当

メールアドレス：chiikisasaesai@city.ichikawa.lg.jp

電話番号：047-712-8518